美郷町　町長交際費の支出及び公表に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町長の交際費（以下「交際費」という。）の適正な支出を図るため、その支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支出区分等）

第２条　交際費は、その支出の内容により、次の各号に掲げる区分（以下「支出区分」という。）に分類する。

（１）　弔慰　町政関係者及びその親族に対する香料等に係る支出

（２）　見舞　町政関係者等の病気、災害等の見舞に係る支出

（３）　慶祝　町政運営に関係する個人及び団体の慶事に係る支出

（４）　会費等　会費等を必要とする会議、研修会、会合等への参加に係る支出

（５）　贈答　町政運営上必要な相手への土産等に係る支出

（６）　その他　前各号に掲げる支出区分に分類できず、町政運営に必要なその他の経費に係る支出

２　支出金額等の一般的な基準は、別に定めるとおりとする。

（公表する内容）

第３条　交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　支出年月日

（２）　支出区分

（３）　支出内容

（４）　支出金額

２　前項の規定にかかわらず、相手方に配慮が必要と認められる場合は、個人名等を公表しないものとする。

（公表の時期）

第４条　交際費の公表は、毎年度行うものとし、前年度分を４月に行うものとする。

（公表の方法）

第５条　交際費の公表は、美郷町ホームページに掲載することにより行うものとする。

（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年度分の交際費から実施する。